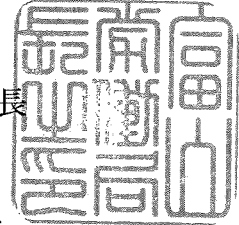


富労発基 1126 第 1 号
令和元年 11 月 26 日

関係団体の長 殿

富山労働局長



年末・年始における労働災害撲滅に向けた取組について

初冬の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県内における令和元年の労働災害による死亡者数は、10 月末現在で 10 人と、昨年同期を 4 人下回っており、休業 4 日以上の死傷者数も、10 月末現在で 830 人と、昨年同期と比べて 127 人 (13.3%) の減少となっています。

死亡者数、死傷者数共に前年より減少しているものの、これから年末年始をひかえ、労働災害の増加が懸念されることから、関係者が一丸となって、労働災害の防止に取り組む必要があります。

このため、富山労働局では、労働災害の発生要因が増大する年末年始における労働災害の撲滅に向けて、令和元年 12 月 10 日 (火) から令和 2 年 1 月 20 日 (月) までの間を「年末・年始労働災害防止対策強化期間」として別添のとおり実施要綱を定め、期間中における労働災害防止対策の徹底を推進することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、下記の事項に留意いただき、傘下の会員事業場等における自主的な安全衛生活動のより一層の推進につきまして特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 年末・年始に向けた安全意識の高揚を図るため、経営トップ等による決意表明を行うこと。
- 2 安全パトロールを実施するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 3 業務内容や職務に応じた効果的な安全衛生教育を実施し、安全な作業手順を徹底すること。